

委任状

(あて先)京田辺市長

京都府後期高齢者医療広域連合長

令和 年 月 日

【委任者】

【住所】	_____
【氏名】	_____ (印)
【生年月日】 (大・昭・平 年 月 日)	_____
【電話番号】 () -	_____

私は、次の者を代理人として、下記の権限を委任します。

【代理人(窓口に来られる方)】

【住所】	_____
【氏名】	_____

【委任事項】

(故人) _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限
<input type="checkbox"/> 住民異動届(世帯主の変更等)の手続き
<input type="checkbox"/> 住民票の写し等の交付申請および受領の手続き
<input type="checkbox"/> 戸籍証明書の交付申請および受領の手続き
<input type="checkbox"/> 国民健康保険・後期高齢者医療、葬祭費の支給ならびに高額療養費の支給、その他の申請等の手続き
<input type="checkbox"/> 市税関連の証明書の交付申請および受領の手続き
<input type="checkbox"/> [_____] の手続き
※委任する項目の□に✓してください。

※委任者がすべて自筆し押印してください。

※代理人の本人確認書類【運転免許証や(顔写真付)マイナンバーカードなど】をご持参ください。



我が心 形に表す 思いやり

明治元年
創業

当店では、お墓づくり、石への文字彫り、建築石材、石の切断や研磨などあらゆる石の仕事を行っております。

5代目・6代目と続いています。創業以来、施工主様ご先祖様への「思いやり」のある仕事を心がけております。



■ お墓づくり

当店ではお墓の設計から施工までお客様のご予算・ご要望に合わせたプランをご提案いたします。

■ お墓の修繕・修復

ズレや傾きなどを補修したり、ひび割れを修復します。まずはお見積りだけでも大丈夫です。お気軽にご相談ください。

■ お墓の清掃整備

様々な理由によってお墓参りに行けない方も多いかと思います。雑草抜きやお墓の汚れ除去を承ります。

「永代供養墓・墓じまい」の代行可能なお寺をご紹介します。

墓所・寺院など宗派や場所に合わせてご紹介いたしますので、お気軽にご相談ください。



石幸江守石材店



本店

☎0774-62-0450

FAX:0774-62-4637
京都府京田辺市田辺南里2-1
定休日/日曜日

展示場

☎0774-62-3966

京都府京田辺市薪小山11-1
定休日/木曜日

相続が起こったとき

相続が開始した場合、相続人は次の3つのうちいずれかを選択できます。

- ①単純承認(被相続人のすべての財産や債務を受け継ぐ)
- ②相続放棄(被相続人の財産や債務を一切受け継がない)
- ③限定承認(相続人が相続により得た財産の限度で被相続人の債務を受け継ぐ)

相続人が②相続放棄または③限定承認をするには、相続の開始を知った日から3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ手続きを行う必要があります。詳しくは家庭裁判所へお問い合わせください。

京都家庭裁判所 TEL:075-722-7211



空き家を相続される方へ



個人の財産である建物や土地は、たとえ登記の手続きがされていなくても、相続人が責任を持って適正に管理する義務があります。名義が変更されていないと売買や賃貸をする際にも、契約ができないため、速やかに登記手続きを行いましょう。

また、建物は、使わないと想像以上に早く傷んでしまいます。瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他人が怪我をしたり、家や車に被害が及んだりした場合、損害賠償を問われる可能性がありますので、定期的に風通しや補修するなどの管理をお願いします。

京田辺市では、空き家所有者と利用希望者との橋渡しを進める「空き家・空き室バンク」や、シルバー人材センターの管理代行業務の紹介を行っていますので、お気軽にご相談ください。

開発指導課 TEL:0774-64-1341

犯罪被害により 親しい人を亡くされた方へ

遺族見舞金の支給を受けることができます(要件有)。

その他、必要な支援を実施していますので、ひとりで悩まずご相談ください。

人権啓発推進課(市民相談電話)
TEL:0774-62-4343

ひとり親になられた方へ

年度末時点で18歳までの子どもがいる世帯(子どもが特別児童扶養手当を受給している場合はその子が20歳まで)の場合、ひとり親の制度について、子育て支援課でご案内をいたします。

子育て支援課 TEL:0774-64-1376

ごみ処理について

遺品整理などによって家庭からごみがたくさん出た場合、環境衛生センター甘南備園(ごみ処理施設)に直接ごみを持ち込むことができます。事前予約制のため、甘南備園までお電話ください。

甘南備園 TEL:0774-62-4328

お悔やみ欄掲載

新聞(京都新聞・読売新聞・洛タイ新報)のお悔やみ欄に故人のお名前等を掲載できます。掲載希望の方は、市民年金課戸籍住民係へお申し出ください。

秘書広報課 TEL:0774-64-1320

市役所で発行する証明書について

年金や相続などのお手続きの際、戸籍や住民票などが必要になることがあります。窓口で証明書を請求される際には、本人確認書類(※下表参照)をお持ちください。郵送による請求を行うことも可能です。詳しくは請求先の市区町村へお問い合わせください。相続関係の手続きのために請求される場合、相続人であることを示す資料が必要なことがあります。

戸籍関係(戸籍、除籍、改製原戸籍等の謄本・抄本)

死亡届の内容が戸籍に反映されるまでには日数を要します。

請求先	本籍地の市区町村
請求者	●本人 ●同一戸籍に記載されている方 ●直系血族(子、孫、親、祖父母等)※関係のわかる戸籍があるとスムーズです。 ※上記以外の方が請求者の場合は委任状が必要です。

相続などの手続きで、出生から死亡まですべての戸籍が必要な場合

亡くなった時点の戸籍から古い戸籍(生まれたとき)へと遡って取得してください。

戸籍に関する証明は本籍地で発行するため、婚姻や転籍などによって他の市区町村から戸籍が移った場合、それ以前の戸籍は元の市区町村へ請求することになります。

※法令の改正により戸籍の形式が変更(改製)され、同一の本籍地であっても複数にわたることがあります。

住民票関係(住民票、住民票の除票)

住所地以外で死亡届を出された場合、住民票にその内容が反映されるまでに日数を要します。

請求先	住所地の市区町村
請求者	●本人 ●同一世帯の方 ※左記以外の方が請求者の場合は委任状が必要です。

市税関係(課税(非課税)証明、納税証明、評価証明、公課証明等)

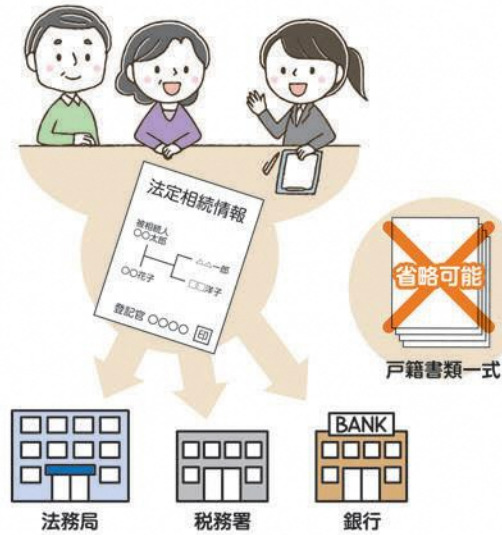
請求先	住所地の市区町村(課税(非課税)証明、納税証明)、固定資産(土地・家屋)を所有する市区町村(評価証明、公課証明)
請求者	●本人 ●同一世帯の方 ●相続人 ※左記以外の方が請求者の場合は委任状が必要です。

本人確認書類

本人確認書類		提示数
A	官公署発行のもの(顔写真あり)	●住民票関係の証明請求には左欄より1点 ●戸籍関係の証明請求にはAを1点またはBを2点もしくはBを1点とCを1点
B	官公署発行のもの(顔写真なし)	
C	その他氏名に記載されたもの	

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。**(※)



次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- 被相続人の戸籍謄本 被相続人の住民票の除票 相続人の戸籍謄抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

豊富な経験と実績で 皆様のご期待に 応えます！



関西地域に根差して創業40年。相続に関する遺産整理、遺産分割協議書作成、不動産登記、相続税申告まで相続に必要な手続きをワンストップサービスにて行います。

初回面談無料！LINEでの相談無料！

Point 1

豊富な 相続税申告実績！

毎年30件～40件程度の相続税申告実績があり、豊富な経験から土地評価、納税猶予を含めた農地の評価、二次相続も含めた相続税対策をご提案させていただきます。

Point 2

税務調査に強い！

税務署出身の相続税専門税理士が所属しており、税務調査対策まで見据えた適正な申告書の作成対応をさせていただきます。万が一、税務調査が入っても引き続き対応させていただきます。

Point 3

オンライン対応可！

ご自宅にいなからZoomやLINEを活用し、オンラインにて税理士に相談や依頼ができる環境を整えております。もちろんご自宅に伺ったり当社での打合せも可能です。



豊富な実績で、きめ細かなサービスを提供いたします！

私どもの得意とする相続分野において、お客様の不安をできるだけ取り除き、お気持ちに寄り添えるようなお手伝いができるよう努めてまいります。



税理士法人 アシスト・株式会社 アシスト

お気軽にお問合せください

TEL.0742-51-0602 FAX.0742-51-2196

●営業時間 9:00～18:00 ●定休日 土日祝 奈良市菅原東2丁目29番19号
●ホームページ <https://assist-tax.com/> ●メール assist-nara@tkcnf.or.jp

マップ (令和5年8月現在)

京田辺市役所

代表電話 0774-63-1122

〒610-0393 京田辺市田辺80番地

開庁時間 8:30~17:15(土日・祝日・12/29~1/3は除く)

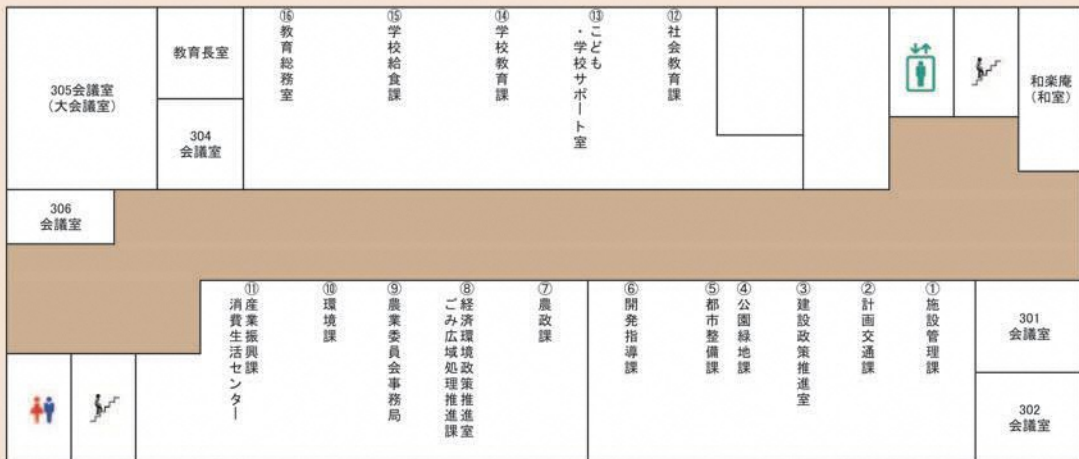
※子育て支援課は1Fです

2F



※正面玄関から入ったフロアが2Fです

3F



上下水道部事務所

〒610-0332

京田辺市興戸犬伏18番地1

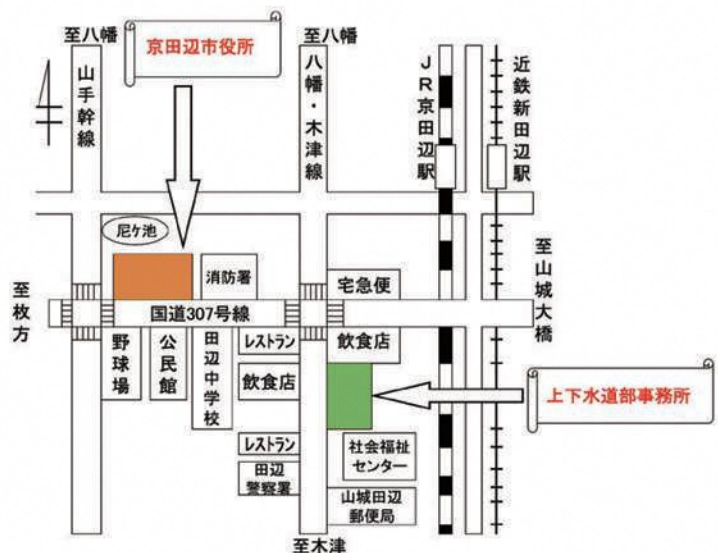
京田辺市上下水道部

経営管理室 (1階)

電話 0774-62-0414

FAX 0774-63-4783

営業時間 8:30~17:15
(土日・祝日・12/29~1/3は除く)



宗旨宗派不問

酬恩庵一休寺 永代供養塔のご案内



「さようなら」を
ちやんと伝えるために
考えること

さよならという言葉は、そうであるならばと今までのことを確認してはじめをつけて、新しいことに進んでいく言葉です。しかしながら今の日本の葬儀では亡くなるとわずか数時間で全てのことを決めてしまわないといけません。

私たちは故人とちやんと

「さよなら」をすることが出来たのか？

葬儀後、そのようなお話をよく聞きます。

一休寺の永代供養塔は生前のご予約を受け付けております。

お墓の維持管理、後継の問題から後悔のない

「さよなら」をしていただけるよう全力で

サポートさせていただきます。

酬恩庵一休寺

〒六一〇一〇三四 京田辺市新里ノ内一〇二

電話：〇七七四一六二一〇一九三

ホームページ：www.ikkyuji.org



詳しくは HPより

酬恩庵
一休寺

京田辺の地で40年超

確かな経験と信頼の実績で

皆さまのご不安に向き合います

税理士法人
経営ステーション
京都

「相続が起きたけど何をすれば
良いのか分からない・・・」
そんなご相談でも大丈夫です

相続は分からないことだらけです。

経験豊かな専門家が心をこめてご対応いたします。

相続税申告約800件の実績

弊所には創業以来約800件の相続税の申告実績があります。長い歴史のなかで難しい相続税計算や厳しい税務調査を経て、京都府下随一の経験と自負しております。ご相続発生後の諸手続きから税務調査立会に至るまで、経験に基づいた相続トータルサポートを提供いたします。

ワンストップの専門家集団

経験豊かな税金の専門家が所属するのはもちろん、相続税専門の国税局OB税理士を迎えることで、確実な税務申告書の作成・税務調査対応を実現します。また、税理士法人内に弁護士も所属しており、提携の司法書士等を含めて相続にまつわるご相談にワンストップで対応いたします。

ご相談は無料です
お気軽にご連絡ください

☎ 0774-62-5656

月-金曜日(祝日除く) 9:00-17:00

〒610-0362

京都府京田辺市東西神屋33-3

詳細はHPへ

